

県土整備農林水産委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 6 月 9 日 (月)

午前 9 時 57 分開会

午後 0 時 38 分閉会

II 場 所 第 2 委員会室

III 出席委員

委 員 長	庄 司 昌 弘
副 委 員 長	光 澤 智 樹
委 員	大 井 陽 司
〃	安 達 孝 彦
〃	岡 崎 信 也
〃	奥 野 詠 子
〃	武 田 慎 一
〃	宮 本 光 明

IV 出席説明者

農 林 水 産 部

農 林 水 産 部 長	津 田 康 志
農 林 水 産 部 次 長	荻 浦 明 希 子
農 林 水 産 部 次 長	山 森 主 税
農 林 水 産 部 次 長	松 井 伸 彦
農 林 水 産 部 次 長	雄 川 洋 子

参 事 ・ 農 林 水 産 企 画 課 長

渡 邊 正 和

参 事 ・ 市 場 戦 略 推 進 課 長

伴 義 人

参 事 ・ 農 産 食 品 課 長 大 田 幸 夫

参 事 ・ 森 林 政 策 課 長 磯 孝 行

参 事 ・ 水 産 漁 港 課 長 荒 木 美 智 子

農 業 経 営 課 長 駒 見 真 一

農業技術課長	山崎 一 浩
農村整備課長	國分 義 幸
農村振興課長	上 島 克 幸
農林水産企画課課長（企画担当）	
	林 保 則
農業経営課課長（団体指導検査担当）	
	太 田 浩 志
農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当）	
	大川内康郎
農業技術課課長（畜産振興担当）	
	清 水 康 博
農村振興課課長（中山間農業振興担当）	
	加 藤 真 一
森林政策課課長（森林整備担当）	
	四十住敬史
森林政策課課長（森づくり推進担当）	
	平 野 雅 治
水産漁港課課長（水産担当）	
	前 田 経 雄

土 木 部

土木部長	金 谷 英 明
理事・土木部次長	山 下 章 子
土木部次長	川 上 孝 裕
参事・建設技術企画課長	
	根 上 幹 雄
参事・道路課長	山 中 久 生
参事・砂防課長	松 本 直 樹
管理課長	吉 尾 望
河川課長	若 林 修
港湾課長	竹 島 靖

都市計画課長 澤 徹

建築住宅課長 吉野 博行

営繕課長 中島 道長

河川課課長（開発担当）

山縣 英彦

都市計画課課長（下水道担当）

織田 大祐

都市計画課課長（新幹線・駅周辺整備担当）

高沢 秀幸

建築住宅課課長（住みよいまちづくり担当）

米澤 浩太郎

企業局

企業局長 牧野 裕亮

理事・企業局次長 福島 潔

企業局次長・水道課長

山田 晃

参事・電気課長 森田 智之

経営管理課長 福田 聡浩

電気課課長（新エネルギー開発担当）

大野 憲保

水道課課長（機能維持推進担当）

澤田 博

V 会議に付した事件

1 閉会中継続審査事件について

2 陳情の審査

3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

津田農林水産部長

- ・ 6 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て
竹 島 港 湾 課 長
- ・ 6 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て
山 中 道 路 課 長
- ・ 6 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て
吉 尾 管 理 課 長
- ・ 6 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て
牧 野 企 業 局 長
- ・ 6 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て

(2) 質 疑 ・ 応 答

庄 司 委 員 長 以上が 6 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 の 説 明 で す。

こ の 内 容 に つ い て は 、 定 例 会 の 付 託 委 員 会 で 十 分 審 査
を お 願 い す る こ と に な り ま す が 、 今 ほ ど の 説 明 に お い て
計 数 等 に 特 に 御 不 審 の 点 が あ り ま し た ら 御 発 言 願 い ま す。
— な い よ う で あ り ま す の で 、 以 上 で 6 月 定 例 会 付 議 予
定 案 件 の 説 明 を 終 わ り ま す。

(3) 報 告 事 項

伴 市 場 戦 略 推 進 課 長

- ・ 農 林 水 産 物 等 の 輸 出 に つ い て

金 谷 土 木 部 長

- ・ 令 和 7 年 度 サ ン ド ボ ッ ク ス 予 算 の 執 行 状 況

資 料 配 付 の み

森 林 政 策 課

- ・ 「 企 業 版 ふ る さ と 納 税 に よ る 寄 附 」 に 対 す る 感 謝 状
の 贈 呈 及 び 「 持 続 可 能 な 森 づ く り の 推 進 に 関 す る 協
定 」 の 締 結 に つ い て

河 川 課

- ・ 出 水 期 に 向 け た ダ ム に 関 す る 取 組 み に つ い て

(4) 質 疑 ・ 応 答

大 井 委 員

- ・シロエビの獲れ高と今後の展望について
- ・米価高騰への対応と県独自の流通施策について
- ・外国人材と地域共生と公共空間の整備について

安達委員

- ・公共インフラの計画的な維持更新について
- ・高品質なコメ作りについて

岡崎委員

- ・企業局上水道・工業用水の施設・設備の現状について
- ・出水期を迎える中で、流域治水におけるダム運用体制について
- ・県内農林水産業の課題について

奥野委員

- ・米政策について

武田委員

- ・県の農業政策の見通しについて
- ・県内における備蓄米の流通について
- ・現場代理人の掛け持ちについて
- ・アスファルト等の資材単価の適正価格について
- ・金沢福光連絡道路の現状について
- ・北信橋の進捗と将来展望について

光澤委員

- ・米について
- ・十二町潟排水機場の整備について

庄司委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

大井委員 私からは、地元の地域の話、どちらかというと身近な話を中心に質問させていただきたいと思っております。

まずは、富山市岩瀬のシロエビの獲れ高と今後の展望に

について伺いしたいと思います。

富山湾の宝石と称されるシロエビは、地域ブランドとして価値が高く、加工業、飲食業に至るまで幅広く波及効果をもたらしている貴重な水産資源です。しかしながら、近年、能登半島地震以降、その漁獲量は大きく減少しております。シロエビ漁に従事する漁業者にとっても生活の安定が脅かされる深刻な状況となっております。

そこで、令和6年から令和7年にかけて、シロエビの漁獲実績とその減少要因について、現時点での分析をお示しください。

前田水産漁港課課長 シロエビの漁獲量は、地震前には過去10年の平均で517トンありましたが、昨年の漁獲量は193トンと地震前の37%にとどまりました。

また、今年の1月から5月の漁獲量は46トンとなっており、昨年同時期の33トンと比べると上回ったものの、地震前の10年平均の同時期152トンと比べると30%にとどまり、大幅に減少しています。

シロエビの漁場は、神通川と庄川、小矢部川のそれぞれの河口沖の海底谷に形成されていますが、地震後に海上保安庁等が発表したとおり、それぞれの海域で大規模な海底地滑りが発生した痕跡が確認されています。水産研究所が昨年5月に実施した漁場環境調査の結果においても、海底地形の変化に伴うと考えられる海底堆積物の性状の変化として、有機汚濁の程度を表す指標の増加などが確認されています。

また、庄川、小矢部川の河口沖の定点においては、混濁流——地震を引き金とする海底地滑りなどによって攪拌され、海水と砂などが混じり合って、海底斜面を流れ下る現象ですが、混濁流が起こったと思われる痕跡が海底堆積物の断面の観察で見られました。

これらのことから、漁獲量の減少の要因としては、シロエビの生息域である海底谷において、地震による海底地滑りが起こったことで混濁流などが発生し、シロエビがそれから逃避したり、巻き込まれて減耗したことで、海底谷におけるシロエビの分布密度が低下した可能性があると考えています。

大井委員 これからもしっかりと科学的根拠に基づいて分析していただきたいと思います。地域産業にとって大切な資源ですから、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、シロエビの持続可能な資源管理や新たな販路拡大、加工支援など、なりわいの保護に向けた県の具体的な政策や今後の展望について、前田水産漁港課課長にお伺いいたします。

前田水産漁港課課長 シロエビの資源管理につきましては、シロエビ漁業者の自主的な取組として、漁獲状況に応じた引き網回数の削減や全体の水揚げ金額を各漁船に均等に配分して、過剰な漁獲を抑制するプール制の導入など、資源保護の取組が行われてきました。

シロエビ漁業者の資源管理に対する意識は非常に高く、能登半島地震後の漁獲量の減少についても、休漁等の対応がいち早く実施されています。

県では、水産研究所による地震後の幼生密度のモニタリング調査の結果を提供するなどしており、今回の地震による漁獲量の減少についても、資源回復につながるよう、引き続きサポートしてまいります。

また、シロエビは、「寿司といえば、富山」のブランディングにも欠かせない食材の1つであり、飲食業や流通業、観光業など、幅広い分野にわたり波及効果のある水産物です。このため、県では、新たな販路拡大に向け、首都圏バイヤーの招請ツアーや国内外の見本市出展を通じてのマッ

チング支援を行っています。

また、水産加工業者に対しましては、鮮度保持対策のための冷凍・冷蔵施設の整備支援のほか、各種支援策が有効に活用されるよう、ワンストップ窓口を設置しております。

本年1月に策定しました富山県水産業振興計画においても、水産業の成長産業化と漁業経営の安定を基本目標として盛り込んでおり、シロエビに関わる生産者や流通・加工業者に寄り添いながら、必要な支援をしっかりと行ってまいります。

大井委員 漁協等とも連携して、やはりブランド力の強化と、そして今後も引き続き御支援を賜りますよう、またよろしくお願いいたします。

それでは次に移ります。

米価高騰への対応と県独自の流通施策についてお伺いいたします。

昨今、全国的に米価が上昇しています。私もスーパーでコシヒカリ5キロ当たりの値段を確認させていただいたところ4,460円でした。

消費者の家計への負担が増す一方で、農家からは、今までが安過ぎたというような声も聞いております。

米価の適正化は生産者にとっては当然必要なことなのですが、それに伴い、消費者の安心と食の安定供給をどう確保するかが今大きな課題になっていると思っております。

そうした中、報道で見た情報になりますが、人口7万人の大阪府の泉大津市では、市が農家から直接米を仕入れて、5キロ当たり3,500円で市民に販売するという、農家支援と食の安心を両立する取組を行っているということで、注目を集めております。

そこで本県においても、泉大津市のように、県民の食の安心と農家支援を両立する独自の流通支援策を検討してみ

てはどうかと考えますが、県内での備蓄米の流通状況についても併せてお答えいただきたいと思います。

伴 市場戦略推進課長 委員御指摘の大阪府泉大津市の取組につきましては、市内での食糧確保が困難になるという将来を見据えて、2023年3月に「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」というものを策定なされまして、生産地である全国各地の8自治体との協定に基づき、生産地からダイレクトにお米を調達するという市独自のサプライチェーンを構築したものと承知しているところでございます。こうした取組につきましては、当該地域の米の流通状況などを勘案の上、市として判断されたものであると考えております。

本県では、県内で生産されたお米の約7割が県外で販売されているなど、米の自給率というのは非常に高く、県内農家の所得確保と併せて、県民にしっかりとおいしい富山米の供給ができているということで、現時点では独自の流通支援策はない状況でございます。

また、泉大津市では、7月中旬頃から、市民を対象に米5キロを3,500円で販売されるという報道もございます。

県内の政府備蓄米の流通につきましては、1つは入札による備蓄米——さきの入札による備蓄米につきましては、県外卸業者から仕入れた精米が県内小売店舗にもう間もなく到着すると聞いておりますし、また、最近ありました随意契約による備蓄米につきましても、コンビニ、量販店などでもう間もなく販売が始まるという状況でございまして、今後は徐々に、県内においても安価な米の販売が広がっていくものと見ております。

大井 委員 7月の中頃には5キロ3,500円台にきてもらえればと思っています。消費者としては非常に困っている状況だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、米価の見通しと価格安定策についてお伺いいたします。

古古古米が流通いたしますと、先ほども答弁がございましたが、大手・コンビニ等で米価 5 キロ 1,800 円台になると予想されておりますが、今後は下落に転じる可能性もございます。農家が安心して農業を続けられるようにするため、下げ過ぎるということがないよう、県として、どのような価格安定策を考えているのかお伺いしたいと思います。

大田農産食品課長 国は、上昇が続く米価を落ち着かせることを目的に今年 2 月から 4 月末までに政府備蓄米を一般競争入札により約 31 万トン売り渡し、さらに小泉大臣就任後、スピード感を持って対応する必要があるとして、随意契約により大手小売業者を対象に 22 万トン、中小小売事業者を対象に 8 万トンの売渡し契約を進め、5 月 31 日から 5 キロ 2,000 円台での販売が行われていると承知しております。

一方、国が毎週公表している全国のスーパーを対象とした 5 月 19 日から 25 日までの米の平均販売価格は 5 キロ精米が 4,260 円と 3 週間ぶりに値下がりに転じており、今後、随意契約で販売された低価格の影響がどのように反映されるか、直近の価格動向と併せて注視してまいりたいと考えております。

また、石破内閣総理大臣を議長として新設された米の安定供給等実現関係閣僚会議では、備蓄米売渡しの効果や昨今の米価高騰の原因などの検証を通じて、価格安定の取組を検討されるものと考えております。

米価については、農家の収益が十分に確保され、かつ消費者も納得できる水準で推移することが重要と考えており、引き続き価格の安定に向け、高温対策の徹底や富富富などの高温耐性品種の拡大など、温暖化に対応した米産地の転換を図り、安定供給と生産性の向上に努めてまいりたいと

考えております。

大井委員 ぜひとも生産者、消費者の両方が納得するような価格に落ち着くようにひとつよろしくお願いいたします。

最後の質問になります。

外国籍の方との地域共生と公共空間整備についてお伺いいたします。

私が住んでおります富山市岩瀬地区の岸壁では、外国籍の方々がバーベキュー等を楽しむ様子が見られます。一方、騒音やごみ、マナー違反など、地域住民とのトラブルもこれまた非常に多くございまして、頭を抱えております。

そこで、外国籍の労働者の受入れを進める上で、生活や余暇も含めた共生環境の整備は不可欠だと考えますが、岩瀬浜緑地での現状の配慮や今後の方針についてお聞かせください。

竹島港湾課長 岩瀬浜緑地につきましては、整備後に一部の利用者による騒音やごみ放置等に対する地元住民の苦情等があったことから、県では、花火や爆竹の禁止などの利用上の注意を呼びかける看板の設置のほか、夜間の駐車場の使用制限など、対策を実施してきております。

また、外国籍の利用者にもマナーを守って利用していただくため、令和6年3月にごみ捨て禁止、騒音禁止などの看板を6か国語——日本語、英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、ロシア語の6か国語でございしますが、これらを併記した看板を2基設置したところでございます。

今後とも、外国籍の方を含め緑地の利用者にマナーを守って利用していただけるよう、県としましては適切な管理に努めてまいります。

大井委員 私も地元から非常に多くの要望等々頂きました。実際に現場に行きますと、外国籍の方がタブレットを持ってそこでカラオケをするなど、ちょっと日本人の感覚では

考えられないようなことをやっている様子も見ますし、それも年々増えてきておりますので、ぜひとも必要な施策を講じていただきたいと思っております。

次の質問です。

県内では、今後さらに外国籍の方を含む多様な住民が増えてくると考えられます。バーベキュー場などの公共空間において、誰もが安心して利用できる環境づくりや利用マナーの啓発について、県として今後どのように取り組んでいくのか、澤都市計画課長にお尋ねいたします。

澤都市計画課長 土木部が所管いたします8つの都市公園では、例えば太閤山ランドではプール広場、岩瀬スポーツ公園ではサッカー・ラグビー場、そして、常願寺川公園ではバーベキュー場など、多くの方々に御利用いただいております。

このうち常願寺川公園のバーベキュー場では、音楽を大音量で流したり、大声で騒ぐなどの行為によりまして、年に一、二回程度ではありますけれども、苦情やトラブルが発生し、安心して利用いただく上での課題となっております。

こうしたことから、各公園では、安全に安心して御利用いただけるように、各公園管理者において、施設の日常点検、定期点検に加えて、施設の予約時には利用上の注意点の説明、園内の巡回時には、ルール指導、注意喚起などを行っております。このほか、例えば太閤山ランドのプールでは、多言語のチラシを用意しまして、入れ墨を隠すようラッシュガードやTシャツを貸し出して御協力いただくなど、各公園独自のルール設定やマナー周知に取り組んでいるところでございます。

県としましては、今後とも、県民はもとより外国籍の方も含めた全ての方々にとって心地よい施設となりますよう

に、指定管理者とも情報共有を密にするとともに、他県の公園の例も参考にしながら、環境整備やマナーの啓発・向上に努めてまいりたいと考えております。

大井委員 共生社会の実現にはやはり相互理解を深めることが大切です。地元と外国籍の方との交流イベント、SNSを使った動画での配信、啓発活動等も考えていただければと思っております。

安達委員 昨年度末まで当委員会において委員長をさせていただき、皆様方には大変お世話になりました。これで卒業かと思いましたが、また引き続きこの委員会に残ることになりました。改めまして、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます、以下、質問に入りたいと思います。

昨今、道路を走っておりますと路面の陥没やひび割れが様々なところに散見されます。一昔前は、このような状況はなかなかなかったと思います。道路も非常にきれいで走りやすい道路でありましたが、最近はそうではないと。

会議冒頭に損害賠償に係る和解の件について報告もありましたが、昨年末からこの2月で6件の和解があったと。恐らく3月以降に雪解けしてからは、さらにこの数が増えているのではないかと予想されるわけであります。

実際に私も、道路の陥没が原因ではないとは思いますが、昨年皆さんと一緒に行政視察に行かせていただいた際、最終便で富山へ帰ってきた後、自宅に帰る途中で車のタイヤがパンクいたしまして、自宅に戻るのが日付をまたいでしまうということがありました。平野部はもちろんですが、山間部ではなおさらこういったひどい状況が発生しております、地元の方からも早く直してほしいというお声をたくさん頂いているところであります。

先ほども申しましたけれども、こうした状況はこれまであまりなかったということでありまして、これは、予算がないから道路の修繕が進まないのか、それとも人が足りないからできないのか、はたまた、除雪とか環境の影響があるのか、どのように考えていらっしゃるのか。また、舗装の維持修繕を今後どのように進めていくのか、山中道路課長にお伺いしたいと思います。

山中道路課長 現在、県が管理しております道路は延長約2,460キロございまして、道路パトロールは週1回の頻度で行うなど、道路状況の把握には努めているところでございます。道路パトロールなどで発見されました舗装の損傷などにつきましては、損傷状況など優先度に応じまして、穴埋めですとか打ち替えなど、適宜実施しているところでございます。

委員から、最近舗装の補修が増えてきているというか、舗装が悪くなっているその理由は何なのかというお尋ねがございました。一つは、冬季に除雪作業がどうしてもあるということがございますし、近年の地球温暖化の進展によりまして、路盤内に含まれている水分が凍結したり、逆に気温が上がればそれが溶けると、そういった作用を繰り返すことによって道路の損傷が発生しやすくなっているという傾向もあるのではないかと思います。特にこの冬は大雪でした。低温もありましたので、舗装の剥離ですとか穴ぼこなども多かったのではないかと考えています。

さらに御指摘にもございましたが、近年の人件費や資材の高騰で残念ながら修繕できる舗装面積がどうしても減るという傾向にございます。交通量の多い区間の修繕を優先せざるを得ないという状況にあるのではないかなと考えています。

今年度は、いわゆる緊事債といわれている緊急自然災害

防止対策事業債が拡充されまして、表層に加えて、基礎路盤の修繕にもいわゆる起債の対象が拡大されました。

国の交付金は従来、それほど予算枠は多くないのですが、交付金の舗装補修の予算に加えて、こういった緊事債を充当する、そういう県単独費も活用しながら、必要な予算の確保に努めていきたいと思います。

さらに令和３年度から、ＡＩを活用した取組として、舗装の劣化状況を客観的に把握する新技術も活用していただき、各土木センター管内でどこの舗装が悪いのかといったことも視覚的に分かる取組も進めています。

こういったことも含めて、効率的・効果的に舗装の修繕に努めてまいりたいと考えております。

安達委員 私も昨年、金谷土木部長と共に堂故国土交通副大臣に対して、凍上災の要件緩和適用を求めてきたところでもありますけれども、そういったことも引き続き国に対して求めていただきたいと思いますし、今ほど新たな起債も使えるということになったという答弁もありましたので、県民の皆さんが安全に、そして快適に通行できるように頑張っていただきたいと思います。

次に、米についてお伺いをさせていただきたいと思います。

最近、テレビや新聞等の報道で米のニュースを見ない日はありません。これまで米の値段が極端に安くて、農業者の皆さんには赤字でも米作りをしていただいていたと思いますが、そうしたときはほとんど報道がなかったのに、こうやって米が品薄となり、価格が上がってくると連日報道で大騒ぎ。政府も米の値段を下げるべく、様々な手を打っていらっしゃいます。

私自身、先週ですが、庄司委員長、光澤副委員長と共に小泉農林水産大臣、そして、前の農水副大臣でありました

鈴木憲和復興副大臣にもお会いさせていただいて、意見交換をさせていただいたところであります。

米の価格もそうですし、これまでの農政というのはどうだったのだろうかということを日々考えさせられるといいますか、日々悩んでおります。私が悩んでも何にもならないわけでありますけれども、なぜか毎日すごく考えています。

これまでの農政の方向性は、大区画化を進め、農地の集約化を図り、スマート技術の活用により生産性を高めていくというものです。基本的にこの方向性で間違っていないと思っておりますけれども、一方でここ数年、なぜこれだけ米の価格が安かったのか、これまでの取組で本当にベストだったのかということを検証していく必要がありますし、食料安全保障を考えたときに、現状の政策のままでいいのか疑問に思うところも一部あるわけであります。これについては、いろいろ意見もありますし、まだまだ私も勉強中でありますので、ここで質問できる状況にありません。また改めて、どこかで質問する機会ができればいいなと思っております。

米の品薄が叫ばれておりますし、今回の米の価格の高騰は、やはり一昨年の猛暑による米の品質低下が1つの要因ではなかろうかと思っております。

米どころの富山県といたしましては、価格が多少上下しても、品質のいい米を比較的高い値段で売っていくということがやはり大事なのではないかなと思っておりますので、高い品質の米を維持するため、どのような取組を行っていらっしゃるのか大田農産食品課長にお伺いをしたいと思います。

大田農産食品課長 委員御指摘の米の品薄につきましては、令和5年産の猛暑による収量・品質の低下と精米時の碎米

——米粒が精米時に砕けるものですが、この砕米などによる歩留まりの低下なども一因と言われております。

本県においても、令和5年産のコシヒカリの1等米比率は50.6%と大幅に低下しましたが、高温耐性品種の富富富、てんたかく、てんこもりは、いずれも1等米比率が90%以上と高い品質を確保できました。今後の地球温暖化を見据え、高温耐性品種の作付拡大が重要と考えております。

また、県では、収量の確保とともに、高品質な米作りを推進するため、令和7年産水稻については、高温耐性品種の作付拡大のほか、コシヒカリでの5月15日を中心とした田植の徹底や生育診断に基づく確実な追加穂肥の実施のほか、稲体の活力を維持するための出穂後、穂が出てから20日間の湛水——水を張る管理など、登熟期間の適切な水管理により、砕米の原因となる胴割れ米の発生防止について指導を行っているところであります。

また、県内各地のJAや関係機関に御出席いただきまして、5月5日に開催しました県米作改良対策本部生産部会小委員会では、コシヒカリや富富富の生育はおおむね順調であること、また今後は、適期の溝掘りや中干しを田植後4週間以内に確実に実施するとともに、近年増加傾向にある斑点米カメムシ対策として、6月27日から7月6日までの草刈り運動の徹底を確認したところであります。

県としては、米の安定供給が求められる中、富富富をはじめとした高温耐性品種の生産拡大を加速するとともに、先ほど委員からも御指摘いただきました直進アシスト田植機や農業用ドローン、自動給水栓などのスマート農業の導入により生産性の向上を進めながら、関係機関・団体と一丸となって、気象変動に打ち勝つ高品質な米作りを推進してまいります。

安達委員 去年は随分と暑い夏ではありましたが、皆

さんの御指導のおかげ、また農業者の皆さんの御努力のおかげで高品質の米が取れたと思っております。今年も大変暑い夏が予想されているところでありまして、やはり米の品質低下を防ぐためには、水管理というのが一番大事だと考えておりますので、引き続き御尽力いただきたいと思います。

品質低下を防ぐための水管理というお話もしましたけれども、一方で、カメムシが昨年も大変多く発生して、過去最多ということでありましたけれども、今年はさらに昨年以上回るカメムシの発生があるようであります。過去10年平均の6倍ということでありまして、大変な数が発生をしております。

カメムシの増加は、米の品質低下にもつながりますし、農家の収入の減少につながっていくと考えておりますけれども、県としてどのような対策を行っていくのか。今ほど少しお話があったわけでありまして、改めまして、大川内農業技術課課長にお伺いしたいと思います。

大川内農業技術課課長 委員御指摘のとおり、水稻のもみを加害し、斑点米を発生させるカメムシ類の発生は、温暖化等の影響によりまして近年増加傾向にあります。今年のカメムシ類の発生状況につきましては、県農業研究所が5月中旬に県内45か所で実施しました水田周辺のあぜや雑草地での調査によりますと、委員御指摘のとおり、21.3頭が捕獲されるなど、平年の3.4頭と比べ6倍を超えております。また、今後、気温が高く推移すると予想されておりますので、カメムシ類はさらに増加するおそれがございまして、米への被害が懸念されております。

このため、カメムシ類の生息地を少なくするため、先月29日には、水田周辺の道路や河川などの公共用地を管理する団体に草刈り等の協力を要請したところでございます。

また、先ほどの答弁にもありましたけれども、草刈り運動の実施につきましても、6月5日に関係団体へ指導文書を発出したところでございます。

さらにこの先、稲の出穂期が近づく頃には、効果の高い薬剤による適切な時期での防除や、中山間地等の昨年被害が多かった地域では、追加防除の実施等を指導していくこととしております。

今後とも、高品質な富山米が安定して生産されますよう、カメムシ類の発生予測に基づいた効果的な対策の情報発信を行うとともに、JA等の関係機関と連携した適切な指導に努めてまいります。

安達委員 しっかりと対策を取っていただきたいと思います。

河川や道路の管理者にも協力を要請しているということでありましたし、7月には草刈り運動の徹底をするということでありました。

一方で、同じ質問を昨年の9月議会で金谷土木部長にもさせていただいたと思いますけれども、県管理道路の縁から路肩の部分までの約1メートルは草刈りがされているということでありましたけれども、それよりも下の部分は草刈りがされていないということで、農業者の皆さんからは、農林水産部から要請を受けて草刈りをしているのに同じ県の土木部は草刈りをしてくれないと、どうなっているんだという話をお伺いしたところであります。

もちろん、先ほどありましたように県管理の道路は2,400キロを超えるということで、これを全て草刈りするのは不可能だと思っております。ただし、場所によっては農地がずっと続くようなところもあるかと思いますし、これだけ過去に類を見ない大量のカメムシが発生している状況なので、土木部としてもできるだけ草刈りをさせていただいて、米の品質低下を防ぐ協力をしていくべきではない

かと思っておりますけれども、道路管理者としてどのように取り組むのか、山中道路課長にお伺いしたいと思います。

山中道路課長 道路の除草についてでございますが、道路管理者としましては、交差点部の見通しが悪いところや道路空間の確保といったことの目的のために必要な範囲を除草しております。今ほど委員から御指摘がありましたように、道路ののり面では、路肩部の1メートル程度に限って年間1回もしくは2回草刈りを実施しているというのが実態でございます。

こういった意味で、除草の回数は限られてはいるのですが、先月の農林水産部局からの要請も踏まえまして、カメムシ類対策として、土木センターや土木事務所には、6月上旬から除草を実施するように、既に指示しております。稲の穂が出る前の7月上旬には草刈りを終わるようにお願いしているところでございます。

現在の道路除草はほとんど9割方業務委託しているのですが、道路の除草をより効果的に実施するには、地域の住民の皆さんの協力も大切なのではないかと考えています。地域住民の皆さんには草むしりの活動を行う道路愛護ボランティア制度というものもございます。こういったものを活用していただいて、自分の所有地付近の道路については、のり面ですと安全には十分注意していただかなければいけないですが、自分事として考えていただいて、除草にも協力していただけないかと。道路管理者として責務を投げ捨てているわけでは全くないのですが、こういった制度の周知に努めていくことも大切なのではないかなと思っています。

安達委員 地元や地域の皆さんは、それぞれ田んぼを持っていて、田んぼを管理しながらその草刈りももちろんやっておられまして、要は自分のところの部分は自分たちでし

っかりとやっぺいらっしやるわけです。道路ののり面となると自分たちの持ち物ではないわけでありまして、米の品質低下を防ぐということは、これは個々人のもうけがどうかこうとかというよりも、やはり富山県の特産品であり、また県土を守るという取組でもあろうかと思っておりますので、これ以上は申しませんが、また引き続き連携を取りながら、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

岡崎委員 私も除草は大変だなと思います。道路側溝の除草を、悪いなと思いつつ放っておくと草が繁茂して長大なプランター状態となってしまうと、目にするとところは刈らないといけないと思って自主的に刈ってはおりますが、一回側溝の掃除をしてもらったほうがいいとも思いながら聞いておりました。

企業局の上水道・工業用水の施設・設備の現状についてということで早速質問に入らせていただきたいと思います。

埼玉県八潮市の下水道漏水による陥没事故などもあって、最近、管路の老朽化について県民の関心が高まっております、大したことがないような道路のひび割れでも、何かあるのではないかとということで問合せがくることも起こっているわけでございます。

管路の老朽化による事故については、企業局においても、射水市の今井地内で漏水が発生したところでございます。工事はもう完了していると伺っておりますけれども、あれ主要な幹線ですよ。主要幹線で発生する事故は重大であって、復旧にもかなり時間を要したと考えています。

そこで、工業用水道管路の老朽化対策について、老朽化する管をどのように対策をしていくのか山田水道課長にお聞きしたいと思います。

山田水道課長 お尋ねのありました工業用水の管路の老朽化

でございますけれども、まず、私どもの所管の県西部の主要な産業を支えております西部工業用水道でございますが、昭和46年に給水を開始してから50年以上が経過しております。管路延長は現在118キロでございますけれども、このうち法定耐用年数を超える管路が約7割ちょっとあるという現状で、経年劣化も進みつつあるかと思っているところでございます。

こうした中、委員からも御指摘いただきましたけれども、近年漏水事故や能登半島地震の発生、こういったことも踏まえまして、企業局では、老朽化対策や耐震対策を強化しております、耐震適合性のない区間ですとか、御紹介がありました射水市の今井でも、一度漏水を起こすと足かけ3年ほどの長期にわたって工事をしたというようなことでもございましたが、こういった断水によりまして被害が多大となる区間を重要な管路といたしまして、優先して更新に努めてきているところでございます。令和2年度から工事を進めております射水市鏡宮から坂東地内までの高岡本線、これは約3キロにわたりまして工事を進めているところでございますが、令和8年度までには工事を完了する予定としております。

本区間が完了いたしました後には、その整備区間について、今ほど射水市今井地内で漏水が発生した事実、それから鏡宮でも漏水を起こしたところでございますが、こうした事象を大変重く受け止めておりまして、まずは漏水が発生したときでも供給を継続できるよう、工業用水の供給システム全体のリダンダンシー、いわゆる冗長性というものでございますけれども、これを飛躍的に高めるバイパス管路の整備を進めることとしております。現在、このバイパス管路につきましては、詳細設計を実施しているところでございまして、この管路の詳細な位置や深度——どこに設

置するかという深さや施工方法の検討を現在進めているところでございます。

事業者の皆様が安心して経済活動を営んでいただけますよう、こうした対策を最優先に進めまして、工業用水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

岡崎委員 バイパス管路を造っていくということですが、今までの管路と何が違うのか。新設なのでそんなに簡単に壊れることはないと思うのですが、何か特徴的なものはあるのですか。

山田水道課長 管路自体は鋼管でそこをつないでいくということで、従来のものも鋼管だったりダクタイル管なので大きな差はありませんが、ただ、今回の工事は恐らくシールド工法という工法になるかと思っておりますが、これは一度管を掘った後にさらにその中に鋼管を入れる、要は二重構造みたいな形を想定しているところでございます。詳細は、今後の詳細設計の中で固めていくわけですが、二重管のような格好になるものですから、より耐性といえますか強度は上がるものと考えております。

岡崎委員 分かりました。今までと同じものよりは、強度があって、さらに修繕しやすいものにしていくことがやはりベターではないかと思いました。

もう出水期になりますので、少し危機管理的なことを盛り込んで質疑を行わせていただきますが、突発的な集中豪雨も発生してきております。

県内の和田川上水道は、工業用水も含めて庄川から供給されて、和田川ダムに貯水をして、そこから導水をするわけですが、かなり森林の影響を受けており、酸度が高まったり、濁度が急激に上がるといった状況がこの間も起こっているわけです。これに対する現状の対策と、どのように対策が強化されているのか、他県の最新設備の状況

と併せてお聞きをしたいと思います。

山田水道課長 企業局におきましては、西部水道用水供給事業といたしまして、御紹介いただきましたように、和田川浄水場、それから子撫川浄水場、この2つの浄水場から県西部の高岡市、射水市、小矢部市、そして氷見市の4市へ水道用水を供給しているところでございます。

今ほど委員からお話もございましたように、近年では、令和5年7月に水源となります和田川ダム、それから子撫川ダムの上流域に線状降水帯——これは当時県内では初めて発生したということでございましたが、これによりまして、各所で土砂の崩落が多数発生いたしました。こうしたことから、和田川浄水場、それから子撫川浄水場におきましては、これまで経験したことのない濁水が流入いたしました。通常時をはるかに超える濁度上昇となりまして、浄水場では数日間、水質管理と水量確保に、まさに綱渡りの状態で厳しい対応を迫られたわけでございますが、懸命の対応と多くの関係者の皆様の御協力によりまして、県民の皆様への水道用水の供給については、幸い大きな支障を生じることなく、対応することができました。

企業局といたしましては、このときの経験を教訓といたしまして、1つには、大雨が予想される場合は、国土交通省や気象庁等の関係機関からの情報を基に、水源の上流部の山地や河川の状況等を把握すること、2つには、不純物除去、それから消毒処理用の薬剤を十分に確保すること、3つには、濁水処理の技術を有する職員をさらに養成いたしまして、水質管理職員の体制の強化を図ることなどの対応を図ってまいったところでございます。

今後とも、安全・安心な水道用水の安定供給に取り組んでまいりたいと思っております。

また、委員お尋ねの他県の施設で濁水に対応した最新設

備ということでございますが、一例といたしましては、水に圧力をかけまして、1ナノミリメートルから1マイクロミリメートルくらいの穴の開いた膜に水を通過させることによりまして、不純物や細菌、ウイルスなどを取り除く高精度の膜ろ過設備というものが、例えば東京都の水道局ほかで導入されていると聞いております。

なお、この膜ろ過設備といいますのは、同等規模の一般的な浄水設備と比較いたしますと、設備の建設費用、膜ろ過材の交換費用、電力料金などの維持管理の費用、こういったものが高額になる傾向があるという課題があると聞いております。

岡崎委員 分かりました。大変高精度な膜でろ過をしていくということだと思うのですが、和田川水道管理所は大分老朽化してきている現状であると思っておりまして、やはり施設を改良していく時期に来ていると私は思っています。

それで危機管理対策として和田川ダムからの導水路を新たに整備して2本での運用にしようと、これは議会でも決まったわけでございますが、この2本運用に向けた計画の進捗について、課長にお聞きしたいと思います。

澤田水道課課長 企業局は、和田川浄水場及び子撫川浄水場から県西部の4市へ水道用水を供給しておりまして、和田川浄水場は昭和43年、子撫川浄水場は昭和54年から給水を行っているところでございます。

委員お尋ねの和田川浄水場の導水路につきましては、運用開始以来57年が経過しておりまして、耐用年数超えが近いことから、安定供給や危機管理の観点から複線化の検討を進めているところでございます。

これまで和田川ダムから浄水場に至るルートにおいて、地質調査を行うとともに、基本計画の策定において、導水路のルートや導水方法、また取水法及び着水井の位置や構

造について検討を重ねてきたところでございます。

その基本計画の策定が先頃終了いたしまして、その中で具体的な導水路ルート及び導水方法については、既設導水路の西側約150メートルの地中にトンネルを掘り、鋼管を布設し導水する方法を考えております。

現在、詳細設計の発注準備中ございまして、詳細設計の中で詳細なトンネルの位置や深度、施工方法等の検討を進めていくこととしております。

岡崎委員 工業用水の危機管理体制についてお伺いしたのですが、今度は上水道についてです。

老朽化しているということは度々伺っておりますが、特に竣工当初からある水道の基幹管路といたしますか、そういうものがあるのですが、これもやはり50年を超えて運用され続けているということで、これがもし破損することになると水道供給については非常に致命的な被害に陥る可能性があるわけです。とりわけ高岡配水池への管路については、今後どのように安全性を保っていくのか。工業用水と同様の対策をかなり急いでやっておく必要がやはりあるのではないかと考えますが、山田水道課長にお聞きいたします。

山田水道課長 先ほどの答弁でも申し上げましたように、和田川浄水場というものが昭和43年に供用開始しておりまして、供用開始から50年を超えて運用している管路としましては、和田川の浄水場からは、高岡市へ向かう管路と射水市への管路の2本がございます。このうち、先ほどおっしゃられた高岡市に向かっている管路につきましては、高岡市で管理をされておりました、その詳細についてはこちらでは把握しきれずお答えはできないのですが、もう一方の射水市のほうへ向かっております管路について、これは日の宮線という管路でございまして、延長約6キロの区間となります。こちらも和田川浄水場と同様に運用して

おりますので57年が経過しております、大変老朽化が進んでいるということから、受水団体様とも協議の上、管路の更新を進めることといたしております。

具体的に申し上げますと、これまでにルートを選定や施設規模の検討、それから現地測量なども行いまして、現在、地質調査と詳細設計を進めているところでございます。

引き続き受水団体様等の関係機関と協議を進めまして、早期の着工に向けて取り組みたいと考えております。

岡崎委員 分かりました。高岡市の水道や射水市の水道とも関連するということで、両者とよく話しをしていただいて安全性を高めていただきたいと思います。

それでは次に、出水期を迎えるということで、先だってダムの水源を変更されるという話も出ておりましたけれども少しお伺いしたいと思います。

出水期のダム運用は、この間の連携放流ですとか、いろいろ流域治水について進められてきているということは承知をしておりますが、庄川水系については、御母衣ダムなど大貯水量を誇るダムがあります。少し調べてみましたが、3億3,000万トンという途方もない貯水量を誇っております。治水能力もあるとは思いますが、ただ、このダムの目的は発電目的であって、治水目的ではないとされております。

県営のダムと比較しても、相当途方もない規模を誇っておりますが、これを庄川流域の治水として十分に活用していただくことが、下流における洪水対策にかなりつながるのではないかと思うわけでございます。少し法改正もされて、こうした方向に流れているところもあると思うのですが、災害時などにどの程度の協力をいただけて効果を出せるのか、山縣河川課課長に御答弁をお願いしたいと思います。

山 縣 河 川 課 課 長 庄川水系に17のダムがございますが、御母衣ダムや小牧ダムなど14のダムにつきましては、洪水調節のための容量を持たない発電専用の利水ダムでございます。これらの利水ダムでは、河川の管理者、ダムの管理者及び関係する利水者との間の治水協定に基づきまして、河川整備の計画規模を上回るような洪水が予測された場合、その貯水容量を一時的に洪水調節に利用する事前放流を行うこととしております。それにより、洪水調節に利用可能となります容量は、14の利水ダムの合計で最大約2億立方メートルとなっております。事前放流は、緊急時に下流の浸水被害の防止・軽減が図られ、治水上の効果も期待できます。

その一方で、利水者の協力の下、予測降雨量に基づき、確実に貯水の回復が見込める範囲内で実施するものとされております。庄川水系の利水ダムでは、事前放流の運用開始以降、これまでその実績はございませんが、治水協定に基づく基準に達した際には、各ダムにおきまして実施されるものと考えております。

岡 崎 委 員 そういう協定も結んでおられて、緊急時には洪水調節にもかなり協力いただけると理解していいわけですね。まだ実績がないということで、さきほど条件を言われましたが、どういう条件ですか。

山 縣 河 川 課 課 長 各ダムにおきまして、基準降雨量というものを定めております。ある一定の雨が降った際には、利水ダムではございますけれども、洪水調整に協力していただきたいということを定めております。その基準降雨量と言われる一定の雨量を超えることが想定された場合に、事前放流を行うこととしております。

岡 崎 委 員 その基準降雨量とはどのくらいのものなのでしょうか。

山 縣 河 川 課 課 長 先ほど委員からもお話しがありました御母

衣ダムでございますと、御母衣ダムの上流におきまして、降雨継続時間48時間で、250ミリという雨が降るという予測が出された場合に対応することとなっております。

岡崎委員 分かりました。相当な集中豪雨が継続した場合には、課長がおっしゃられた対策が取られるということだと理解したいと思います。この基準がどうなのかというのは今ここで判断できないですが、相当な降雨量だということは重々分かりました。

ダムでは少し水かさを上げて利水をしているわけですが、一方で、なかなか利用されない貯水容量もあります。お店で例えると、棚に並ばずにまだ倉庫に眠っているものがあるという状況ではないかと思うのですが、過去にもいろいろ経緯があったと思いますが、治水に転用するというダムの利用の仕方もあると思います。この点について、山田水道課長にお願いしたいと思います。

山田水道課長 委員御指摘の、いわゆる未利用水につきましては、例えば宇奈月ダム、県も共同事業者となっておりますけれども、こちらには日量5万4,000トンの未利用水を、我々もですけれども貯留権を持った水として確保させていただいております。こちらは、将来の水需要の増加を見込みまして恒久水源として確保してきたものです。しかしながら、その後の節水意識の向上をはじめとした社会情勢の変化等によりまして、水需要が伸びず、現在未利用となっているものでございます。

こういった貯水容量につきましては、県と関係市町で将来の水需要、それから水源の有効活用方策などについて、情報交換、意見調整などをこれまで行ってきたところでございますが、宇奈月ダムの未利用水につきましては、新幹線駅等での修景、道路消雪、防火、河川維持、あるいは発電など、幅広く、様々な角度から検討を重ねてきていると

ころではございますが、いずれも費用に見合う収入が見込めないといった課題がございまして、引き続き実現可能な活用方策について検討してまいりたいと思っております。

一方、全国的に水道事業体がダムに確保している貯水容量で未利用となっているものも実は結構あり、全国で10例余りございます。本県同様に有効活用方策を検討しておられる事業体もおられますことから、こうした事業体の検討状況などについても、情報収集に努めてまいりたいと思っております。

それからもう1つ、委員から御提案のあった治水への転換ということですが、こちらは、県ではかねてより、年に1回から2回ほどの頻度ではございますが、国土交通省の北陸地方整備局へ訪問して、この未利用の活用策について相談をさせていただいております。その中で、国土交通省からは、全国的に気候変動に伴う河川整備計画の見直し等、こういったものの検討を進めており、その中で、貯水容量を増やす必要があるかどうかということも含めて検討されると伺っております。

企業局といたしましては、こうした国の施策の動向、それから検討状況を注視してまいりたいと思っております。

岡崎委員 私も同じ考えで、これだけの気候変動があるわけだから、使わない水をずっと抱えるよりは治水に転用したほうが下流域の安全対策としてはいいのではないかなと思って質問をしたところです。

企業局におかれましては、未利用に将来的にはならないように、引き続き未利用水の活用方法について御検討いただきたいと思います。

それでは、農林水産の課題ということで、お米の話について少し伺います。

先ほどから米の価格はどの程度が適切なのかという議論

があったわけですが、私は、今出ている2022年産米の備蓄米、それこそ今から3年ほど前に生産された古米でもあるので今の価格なのかなと思いますが、最近いろいろ物価が上がっており、堆肥やそれから生産機械についても値上がりをしてきている中で、やはりこの価格で販売していくのは、生産者にとってはなかなか厳しいだろうなとは思いますが。

報道では5キロ3,000円くらいが妥当でないかとか、いや、今の最終的な概算価格の60キロ2万100円くらいは最低保ってほしいとか、様々おっしゃっていますが、やはり何ととっても原価割れしないような対策が私は必要だと思います。

そういった意味では、生産設備の維持費や人件費も含めて最後は製品となっていく精米された米がどの程度の価格になるか、これは県内の生産実態を掌握していけば、積み上げでどのくらいの価格になるかというのが分かるのではないかと考えていますが、見解を林農林水産企画課課長にお願いしたいと思います。

林農林水産企画課課長 農林水産省が公表する令和5年産米の60キロ当たりの生産費は、北陸の平均で1万7,514円となっており、5キロ当たりに換算いたしますと1,500円程度となります。これには生産者の利益や流通経費などは含まれておりません。

米の生産者からは、ここ数年の肥料費や機械費、人件費など、コスト上昇分の価格転嫁が難しく、経営が厳しいとの声を多く聞いております。

米価水準が高い状況は、生産者にとっては生産コストを賄え、経営状況の改善につながる一方、消費者にとっては、家計への負担が大きくなり、消費量の減退や米離れにつながる懸念があることから、県としては、生産者・消費者双

方にとっての合理的な価格形成を図ることが重要であると
考えております。このため、先般6月2日でありますけれども、
農林水産省に対して、合理的な価格形成に向けた国民の理解の醸成を図ることなどについて要望したところで
ございます。

引き続き国の動向を注視しながら、持続可能な農業生産
を進めるとともに、富山米が消費者の皆さんに安定的に供
給できるよう、関係団体とも連携して取り組んでまいります。

岡崎委員 60キロ平均で約1万7,500円は安いということ
ですよね。

林農林水産企画課課長 そうです。

岡崎委員 これではやれないということですので、やはりも
っと米の価格を引き上げる必要があると思います。

生産コストがどのくらいかかるか、米1俵作るのに幾ら
かかるのかというところが割り出せば何となく価格も分か
るような気がするんですね。それでもって流通させると、
消費者にとっては高過ぎて買えないと。これもまた困ると
いうことで、県内生産者の皆さんもそこを非常に心配して
おられて、私は非常に良心的だなと感心していました。

生産者・消費者双方にとっての合理的な価格になるよう
に国へ要望されたということで、これから国会レベルでも
対策が取られていこうとしておりますが、生産・流通につ
いて直接支払いもやって、足りない分はそこに投下すると
か、そういう方法でないと成り立たないのではないかなと
今見ていて考えているところではございます。引き続きよ
ろしくお願いしたいと思います。

もう一点、富富富の生産拡大について質問します。

先ほどこから高温耐性品種ということで、これからも富富
富の生産を積極的に拡大していくというお話がありました。

今年も相当拡大をしておりますが、その中で見えてきた課題——品質向上と生産性のしやすさなど、様々な課題について、見えている部分を課長にお聞きしたいと思います。

大田農産食品課長 富富富の生産拡大の進捗状況につきましては、令和7年の登録申請面積が2,805ヘクタールと、前年から450ヘクタール拡大しております。目標の1万ヘクタールに向けて生産拡大を加速するためには、地域の特性や実情を踏まえた栽培方法の確立や収量性の改善、乾燥調製施設の受入れ体制の整備などが課題と考えております。

このため、県では、富富富地域協議会におきまして、地域の土壌条件などに応じた施肥量——肥料の量ですけれども、そのほか防除体系などの技術指導や種子の計画的な生産のほか、今年度は新たに作期の分散や省力化が見込まれる湛水直播栽培——種もみを直接田んぼにまく栽培ですけれども、こういったものの導入実証などに取り組むモデル産地の育成を県内5協議会で実施しております。さらにコシヒカリから富富富への転換を計画的かつ大規模に行う経営体への支援、JAや担い手を対象とした乾燥調製施設の改修への支援も行っております。

県としては、米の安定供給が求められる中、需要に応じた米生産が継続的に取り組まれるよう、生産者が取り組みやすい環境づくりと生産性向上対策を関係機関・団体と一丸となって進め、富富富をはじめとした高温耐性品種の生産拡大を加速してまいります。

岡崎委員 1万ヘクタールの目標で、今年が2,805ヘクタールとのことですが、来年の作付目標はどのくらいでしょうか。

大田農産食品課長 個別の年度の目標は設けてはおりませんが、1万ヘクタールなので、やはりそれなりに積み上げていかなくتهはいけないと思っております。種もみのほうも

準備しまして、富富富のよさや必要性を訴えかけてまいりたいと考えております。

岡崎委員 確かに種もみも大事だと思います。暑くなってきたのは事実で、富富富に対する県民の支持も大分上がってきたのではないかなと考えておりますので、ぜひまた御尽力願います。

最後に、クロマグロの漁獲規制対策ということで、これは令和2年くらいから始まったものだったと思うのですが、ようやく資源も回復傾向にあって、2024年度では漁獲枠が5割広まったということであります。

最近の漁獲量に関しては、かなり獲れているんですかね。かなり規制が厳しくなっておりますけれども、漁業におけるリリースですよ。特に富山県はブリを定置網で獲ってきているわけですが、クロマグロの幼魚が混じってくるということがあって、その当時は、どうやってリリースするのかということで議論した経緯があるわけですが、ちょうど津田部長が水産漁港課長をしておられたころですよ。

たまにお店にも幼魚のお刺身が並ぶわけですが、今どのような取組をなされているのか、前田水産漁港課課長にお聞きをしたいと思います。

前田水産漁港課課長 本県では、クロマグロの大部分が定置網によって漁獲されますが、その特性上、入網する魚種を選択することが困難であることから、定置網からクロマグロだけを逃がす技術を開発するため、平成29年から令和2年にかけて、国の水産研究教育機構が中心となり、産学官で実証研究が進められました。

富山県も令和元年から参画し、船上で漁獲物をサイズごとにより分ける選別台や放流魚を速やかに船から定置網の外に送り出せる放流用のスロープの設置等、放流の実証試

験を行い、一定の効果が得られました。

一方、実際の漁場では、定置網に入網する魚の種類やサイズ、漁獲量に実証試験のときよりも多くのパターンがあるため、開発された技術がクロマグロのみを効果的に放流するという本来の目的を発揮できない面があり、県内の漁業者になかなか広がっていない状況にあります。

このため県内の定置網では、入網した魚の状況に応じて、魚を追い込んで取り上げる際に、網の一部を水面下に沈めてマグロを網の外に追い出したり、大きなタモ網ですくって網の外に逃がすなどの方法で対応されていると聞いております。

こうした現場での混獲回避の放流作業につきましては、国からの支援制度があることから、県としては、制度の周知に努め漁業者に活用いただきながら、しっかりと情報交換を行い、クロマグロの資源管理に努めてまいります。

岡崎委員 効果が出ていると理解してよろしいんですね。

前田水産漁港課課長 放流はやっていただいております。

岡崎委員 分かりました。

なかなか手間もかかることですが、一方では規制もかかっているので、またしっかり漁業者の皆さんにも対応することをお伝えいただきたいと思います。

奥野委員 私からも米について伺います。

令和7年産の作付目標面積が去年の12月に発表されていましたが、昨年度の目標を600ヘクタール上回る3万2,200ヘクタール、生産目標は17万6,134トンと設定されていきました。今年に入って、実際に作付した面積というのはどうなっているのかということを最初に伺いたいと思います。

大田農産食品課長 国が先月公表した今年産の水田における作付意向調査の結果では、本県の主食用米の作付面積は、

4 月末現在で 3 万 2,100 ヘクタールとなっておりまして、
昨年 の 作 付 実 績 より 900 ヘクタール増加の見込みとなっ
ております。

現在も担い手農家などで田植作業が続いておりまして、
主食用米の作付面積の確定値は、国の作物統計により、例
年 12 月頃に公表される見込みとなっております。

奥野委員 4 月末では目標には届いていないということでは
すが、昨年度実績に比べれば 900 ヘクタールの増加という
ことでありますので、生産目標ももしかしたら目標値まで
届くかどうかというところなのかなと思いますけれども、
今ほど課長から答弁があったとおり、今もまだ作付してい
るところがあるということですので推移を見守りたいと思
っています。

それで米の価格ですが、例年 8 月頃に米の概算金という
ものが発表されているかと思います。ただ、全農富山は、
令和 7 年産米について、コシヒカリ 1 等米 60 キロ当たり最
低 2 万円という概算金設定をしたいという旨を既に発表さ
れています。この 2 万円というのは、前年の概算金と比べ
ると約 4,000 円の引上げということですが、昨年につ
いては概算金の決定後、年末に追加支払いが行われてお
り、追加支払い後は、コシヒカリの 1 等米 60 キロ当たり 2
万 100 円、富富富は 2 万 900 円と過去 20 年を振り返ると初め
て 2 万円を超える高値になりました。大体ここら辺を見込
んで、概算金最低 2 万円ということを発表されたのだと思
いますけれども、こういった価格帯の影響について、どの
ように県として捉えているのか所見を伺いたいと思います。

大田農産食品課長 今ほど御指摘のとおり、全農富山県本部
では、令和 7 年産米の概算金に最低保証制度を導入するこ
とにしまして、うるち 1 等米で 60 キロ当たり 2 万円を下限
単価として設定したと聞いております。

この制度を導入した理由としましては、米生産者の手取りを確保し、これからも意欲を持って営農を継続できるよう支援するためと伺っております。

県としては、燃料費や生産資材価格などの高騰が続く中で今回の決定は、米生産者にとって生産コストの上昇分に対応するものであるとともに、生産性向上に資するスマート農機の導入など計画的な機械投資にもつながるなど、農業経営の安定に資するものと理解しております。

奥野委員 私も、生産者の皆さんにとってはいい一步になるのだろうと思っています。やはり農業の分野においても、担い手の確保が大変大きな問題ですし、また設備投資というのも、ほかの産業に比べてもかなり多額の費用になるという背景もありますので、これが農業振興の一助になればいいなと思っています。

ただ1つ心配があるとしたら、生産者にはいい一步になるだろうと思いますが、消費者にとって最終的な安定した価格は幾らぐらいになるかという問題があると思いますので、また注視したいと思っています。

それで安定供給と安定価格というところから、政府、それから県も米の生産拡大の方向性というものを打ち出しておられます。生産を拡大するということは、来年作付するときの種もみ生産量も増えていかないと、当然作付増加にならないのかなと思って見ていますが、来年、作付用の種もみ生産量はどの程度増加する見込みなのかということについても伺いたいと思います。

大田農産食品課長 令和8年産米の作付に供される種もみの供給量は、富山県主要農作物種子協会などから、県内外の需要や各種場の生産能力などを踏まえまして、4,313トンと見込んでおりまして、令和6年産の生産実績に比べまして、260トン程度増加する見込みとなっております。

奥野委員 やはりこの後生産拡大をしていくということになると、本県はこの種もみ生産の一大産地でありますので、ここも連動して振興していく必要があるだろうと思います。そういう側面からもぜひお願いしたいと思っています。

昨年は、米については、概算金から最後、追加支払い等があって最終の価格というのがかなり高値になったという背景がありますけれども、種もみについては、そのとき1回で取引してしまうということなので、もともとは追加支払いのような制度はないと聞いています。けれども今回は、昨年の追加支払いの額が大幅に上がるということで、異例なことです。種もみに関しても追加支払いがあると聞いています。これについて、いつ頃、どの程度の追加になるのかということ伺いたいと思います。

先ほども申しましたが、富山県は種もみの一大産地でもあります。種もみは主食用米を作るよりも、圃場の審査であったりとか防除であったりとか、当然種もみとして出荷しますので異品種、これが混ざっていたら大変ということで、こういうものの抜き取り等、大変手間がかかると聞いていまして、従来は主食用米の2倍程度の価格で取引をされているとも伺っています。主食用米の価格が上がっていくということになると、種もみの価格も上がっていかなくては、わざわざ手間がかかるものを作る人が少なくなってしまうと。ただ、そうならないように全国の銘柄米を維持・管理していくという大きな責任が富山県の種もみ農家さんたち、一大産地としてはあるのだろうと思います。

こういうところについても目配りをしていきたいと思いますが、まずは、先ほど申した種もみの追加について伺いたいと思います。

大田農産食品課長 種もみの販売や取扱いにつきましては、全農富山県本部及び富山県主要農作物種子協会が実施して

いるところでありまして、価格決定の詳細を説明する立場にございませんが、富山県主要農作物種子協会に問合せしましたところ、令和6年産の主食用米に対して支払われた追加概算金分については、当年産の主食用米の価格動向を反映する観点から、うるち米では1キロ当たり80円を種子生産者に支払うことを3月に決定されまして、今月以降、順次支払いを進められると伺っております。

奥野委員 1キロ当たり80円の追加払いについては、米の主食用米のほうの概算金追加払いの価格の追加割合と比べたら、どのくらいになるのでしょうか。

大田農産食品課長 おおむね同程度でございます。種もみの価格については、基本的に主食用米の価格と連動するようなことがありますので、そういった形になっていると聞いております。

奥野委員 ということは、主食用米の価格引上げに伴って、種もみの取引価格も引上げされるということになりますから、令和7年産の主食用米の概算金はもう既に最低保証2万円というのが出ているので、種もみの価格についても同等に上がっていくであろうというのがまず1つ、基準になるかと思えます。

ただ、もう1つ気になるのが、令和6年産の種もみは、令和6年産の取引の価格でいったん終了して、追加支払い分は何も取引が行われていない間に支払われていくわけになりますので、令和7年産の種もみの価格は、令和6年産の追加払いの分も加味されて価格が決まってくるのではないかなというようにお話も聞いているのですけれども、そうになると、令和8年産米に作付する種もみの価格は、令和6年産のときに比べたら、ぐっと急激に上がるだろうと見込まれます。このことは、令和8年産の米生産にどんな影響があるかと見ているのか伺います。

大田農産食品課長 令和7年産の種もみの価格につきまして
は、富山県主要農作物種子協会において、7年産の食用米
の概算金や資材費などの価格動向なども踏まえて算定され
るものでありまして、現時点では、どの程度の価格になる
か見通すことはちょっと難しいかと思っております。

一方で、令和8年産米の価格につきましては、委員から
御指摘いただきました種子価格もはじめまして、肥料や農
薬などの資材費や燃料費、人件費などの上昇も懸念される
一方で、令和7年産米の作柄や需要動向にも影響されると
ころであります。米の再生産に必要な生産コストが販売価
格に適正に反映されまして、かつ消費者の理解が得られる
水準となることが望ましいと考えておりまして、このあた
りは、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

奥野委員 現段階では見通せない部分も多いということはよ
く承知をしておりますし、当然生産コストが適正に価格転
嫁されていくべきだと、私もそう思っています。種もみで
あろうが主食用米であろうが、今まで赤字で、もしくは赤
字ぎりぎりというかさして大きな利益が出ないまま作っ
ていらした農家の方もいらっしゃるということを聞いており
ますので、きちっと利益が出る形で生産されていくことが、
今後、持続可能な農業とする上では大事だと思いますし、
かつ消費者への理解が得られる価格ということにもなると
思います。ここら辺のバランスを最後どう取れるのかとい
うことについては、今後の動向を注視しなくてはなりません
し、もしかしたら行政的に何か支援の必要が出てくる可
能性もあろうかと思えます。状況を見ながら検討をしてい
ただきたいと思っています。

最後に、種もみ農家さんに絡んで伺いたいと思います。

昨年、県内の種子、種もみを作っている圃場の地域でイ
ネばか苗病という病気が発生いたしました。これは稲がち

よっと黄色っぽくなって背の高い稲が生えて、しかも実はない、そのうえどんどん広まってしまう病気だと聞いていまして、これが発生すると、その田んぼや周辺の田んぼは実になる前に全て刈り取る措置をすべきものだと聞いています。

私が聞いたところでは、被害が出た主食用米の圃場では、県外から安い種子を買ってきて植えたところ、そこに病気のものが入っていたと。ただ、植えた農家さんは、いや、自分も被害者なんだといってなかなか刈取りに応じてくれなくて、地元の種子組合さんがその費用を全て負担したというような話も聞いています。

そもそもこれは、平成31年4月に種子法が廃止されて、これは規制緩和の意味もあったということでしたけれども、その結果、富山県では高い品質の種もみを生産しているにもかかわらず、県外から品質が担保されていないような種子も流通で入ってきてしまい買う人が出てしまうと。そうしたら、やはり病気が発生しちゃったと、こういうことなのだろうと思います。

県では、種子法廃止後も条例を制定して、本県でいい品質の種子をしっかりと生産していこう、種もみの産地として守っていこう、流通も確保していこうということで取組を進めていただいております、いいものをつくって流通させようということに対しては、もちろんこの条例はとても効果があると思うのですが、安い県外のものを買おうという人を抑制するには至らないと思うのですね。そうすると、やはりこういう事例が出てきてしまっているというのが実態だと思います。

私は一産地の話を聞いていますが、昨年度、こういう病気等の被害は県内においてどのような状況であったのかまず伺いたいと思います。

山崎農業技術課長 イネばか苗病は主に種子で伝染する病気で、発病した後の防除対策はなく、田植後に発病すると、稲の穂が出る出穂期頃までに稲が枯れるとともに、病原菌が飛散することで周辺にも感染を拡げてしまいます。この病気は近年全国的に増加しており、昨年は本県でも、県外産種子を使用したことで県内の種もみ産地周辺地域の2か所、約7ヘクタールで田植後にイネばか苗病の発病が確認され、いずれも生産者とJA等の関係者で話合いの末、生産を中止しております。このほか、県東部のJAの管内でも、育苗段階で発病が確認され苗を処分しております。

種もみ生産県の本県といたしましては、優良な種子を安定的に生産していくため、イネばか苗病の発生防止に向けた技術対策として、発生防止対策を講じて生産された県内産種子を使用することや化学農薬による種子消毒等、育苗時の管理を徹底すること、種もみ産地周辺の一般生産者も含め、地域ぐるみで発生対策に取り組むことなどを指導しており、今年1月には、技術対策の実施状況をチェックすることができるパンフレットを配布したところでございます。

奥野委員 全国でたくさん被害が出ているというのは、去年の段階でも結構耳にしていましたけれども、県内でも生産中止した圃場が7ヘクタールあったり、苗を処分したケースがあったりと影響が出ていることを改めて感じています。

今ほど課長からも御説明いただきましたけれども、やはり富山県は種子生産の全国の拠点でもありますし、今もこの種子、種もみの生産農家さんたちには、条例の厳しい基準をしっかりと守って、いいものを作っていただいています。県内産のものを使用してもらうというようなお答えがありましたけれども、厳格な仕組みをしっかりと守っている農家さんへは、やはりそういう支援は必要だと思いますし、ま

た県内の生産者さんに適正なものをきちっと使っていただくための仕組みづくりも必要だと思います。なぜ県外産のものを使うかといったら、安いからということもありますよね。あとで生産中止や処分したりということにならないようにという意味合いはあるわけですがけれども、価格の面で、やはりいいものは高いというところもあるので、県内産が使用されるよう支援であったり仕組みであったりを今後どう構築していくのか伺いたいと思います。

山崎農業技術課長 今ほどもお答えしましたように、きちんと発生防止対策を講じて生産された県内産種子を使用していただくということを徹底していきたいと考えております。それと同時に、県では、種子法廃止後も全国一の種もみ出荷県といたしまして、病害の心配のない種子生産の指導に努めておりますけれども、種もみ生産者の支援策といたしまして、農業研究所で整備しました種もみクリーン原種供給センターにおいて県外産の種子をクリーニングし、病害の心配のない種子を令和3年から供給するなど生産者の抜き取りなどの負担軽減に努めているところでございます。今後ともこうした支援を充実してまいります。

奥野委員 お願いしたいと思います。

我が県は種もみの一大産地でありますし、また主食用米につきましても、農作物については米が一番の生産ということになっておりますので、皆さんの様々な支援策や政策といったものでしっかりと農業振興に努めていただきたいと思います。

武田委員 通告しておりませんが津田部長にお伺いしたいと思います。

毎年この時期の風物詩なのですが、うちのほうは町なかの田んぼでございまして、トラックや農業機械がこう農道に入っていくため高低差ができてしまい、そこに砂利を敷

き詰めるという補修を行っています。30人くらいで大体半日くらいかけて麦を刈り取るなど作業を行います。それで、今年は何といいましょうか、刈り取った麦を乾燥させるのですが作業がしやすかったのです。みんなで、来年は麦のほうもみんな水稲になるんかねというようなお話をしていたわけであります。

そこで、減反政策だったり生産調整の来年の行方について、予想されることを部長にお伺いしたいと思います。

津田農林水産部長 現在、国では、一連の水稲をめぐる課題としてまず一つは、需給状況の把握が正しかったのかということ、それから今回の備蓄米放出の効果などについて、これは新聞でも報道があったように、閣僚会議の中で検証することとしています。

もう一点は、令和9年に水田政策の見直しをするということで、国からは、今年度中に粗々の素案などを一応お示しされると聞いていますので、先ほど申しました国の閣僚会議の検討、それから水田政策の見直しの柱をしっかりと見させていただいた上で、県の農政をどうするかということを考えていくことになります。

折しも今年度は、県全体でいうと総合計画の見直し、新しい計画の策定を行うこととしております。それを受ける形で農林水産部としても、今年度から農業振興基本計画を策定することにしておりますので、その中で県の農業政策をどうするかしっかりと検討していきたいと思います。

武田委員 もう一点お伺いします。

私は生産者から直接お米を買います。というのは、私は苗箱を出すお手伝いとか、田植や稲刈りのお手伝いをしており、精米を自分でしに行って、現在は大体30キロ1万1,000円で買えます。お手伝いしていない生産者から買うと、いや武田さん悪いけれども、もうコシヒカリがなくな

ったので、てんこもりでいいかとか、てんたかくでいいかということで、今のところ30キロ1万8,000円です。

それで、今備蓄米の話をよく聞きますが、備蓄米は本当に富山県に入ってきているのかと。この委員会が始まる前に光澤副委員長から、富山県には米があるので、どうもほかの県に備蓄米が回っているのではないかという話を聞いたわけでありまして。そういった情報が錯綜したり曖昧になっていたりして分からないわけです。その辺を少し御説明いただければ安心感が出るのかなと思います。ご説明いただけないでしょうか。

津田農林水産部長 いわゆる備蓄米については第1弾と第2弾がございますが、第2弾のものについては、先ほど伴課長から答弁したとおり、近々コンビニ等に入ってくる見通しだと聞いております。

また第1弾で放出といいますか、出された分についても、何らかの形で県内に出回るように今調整されていると聞いております。

武田委員 富山県には米が余っている、昨年のもので残っているという認識ではないため、備蓄米をほかの県に回すようなことはないということですのでよろしいですか。

津田農林水産部長 余っているというのは語弊がありますけれども、県内で消費される分は、例えばJAグループからはしっかり確保されていると聞いています。その上で、今回の備蓄米も県内に近々出回るだろうということでございます。

武田委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、通告に従って質問させていただきたいと思っております。

一昨年の南砺市での線状降水帯が発生したことによる大雨の爪痕はまだまだ残っておりまして、復旧工事がまだな

されていなかったり、途中の箇所がたくさんあるわけであります。

先日、建設産業の方々と勉強会をしました。

建設業法では、主任技術者について規定はあるものの現場代理人について設置規定はなく、設置義務については、報告義務を要するものとして工事の契約約款でうたっているということを教えていただきました。それで、建設産業に携わられる方々は、災害現場というのは近い範囲に幾つもあるが、富山県の規定では現場代理人の掛け持ちがなかなかできないことになっているため、それをもう少し緩和していただけないかというようなことを言われるわけです。

現場代理人の掛け持ちの条件といいたいまいしょうか、富山県の規定上の条件を少し緩和するにはどのような方向ならできるのかということ。おそらく皆さん現状を分かっておられると思いますのでその点を少し説明いただいて、改善といいたいまいしょうか、建設産業の方が仕事しやすくするにはどうしたらいいのか根上課長にお伺いしたいと思います。

根上建設技術企画課長 現場代理人の兼務につきましては、工事現場相互の間隔が10キロ程度以内と近接していること、あるいは発注者と常に連絡が取れる状況にあるなど、一定の要件を満たす場合に限り、兼務可能件数を2件から3件に緩和しているところでございます。

これは、災害復旧工事を受注しやすい環境を整えるということで、令和5年の豪雨災害及び令和6年の能登半島地震の災害復旧工事を対象として緩和しているものでございます。また、複数の工事を1つにまとめて発注することなどにより、工事数を抑えるようにしているところでございます。

一方、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを担う業務を果たしておられます。さらに兼務可能件

数を緩和することは、現場代理人の負担を増やし、それぞれの工事現場における安全管理、工事管理等、適切な運営が困難となるリスクがあると考えております。

今後、災害復旧工事が本格化していくことから、公共工事全体においても受注しやすい環境を整えるため、また、委員から御指摘いただきましたことも踏まえまして、現場代理人の兼務状況、あるいは他自治体の緩和の状況などを調査いたしまして、また、建設業界などの関係団体の御意見も伺いながら、速やかに災害復旧工事が進むように努めてまいりたいと考えております。

武田委員 ぜひそのようにお願いしたいと思います。先ほど掛け持ちは負担があるとおっしゃいましたけれども、3,500万円未満の工事であれば負担にならないような会社もおられるということで、このような問題が上がってきていると私は思っておりますので、ぜひそういったところをもう少し調査していただければと思います。

次に行きます。

昨年、アスファルト等の資材単価の適正価格について質問したことがありました。その後、関係団体の方に伺うと、多少は改善されてきているのではないかとのことでしたが、実勢価格に沿った価格までにはまだ近づいていないということをおっしゃるわけなのです。

昨年、実態調査を行っておられるようですが、それ以降、どのように検討されて、単価を実勢価格に近づけていこうとされたのか聞きたいと思います。それと地区単価についてもその当時質問しましたが、この地区単価の設定がまだなされていないということでありました。この点についてもお願いしたいと思います。

根上建設技術企画課長 アスファルト合材の設計単価につきましては、昨年6月の議会のほうでも御質問いただきました。

た。

これまでは、県内を新川、富山、高岡、砺波の4地区と平・上平・利賀の旧3村を1つとした計5地区に分け、輸送コストを含めた現場に到着する価格、つまり各現場でお渡しいただく価格を条件として、1契約当たり、取扱量が10トンから2,000トンの取引数量における実勢価格を調査して、単価として設定しておりました。

これに対しまして、建設関係団体から、県発注工事のアスファルト合材の使用量は200トン以下の比較的小規模なものが多く、設計単価と実勢単価に開きがあるとの意見を聞いておりますことから、昨年度、小口取引の実態について調査を行ったところでございます。

この調査を踏まえまして、本年の1月15日から、新たにアスファルト合材の使用量で200トン以下の小口単価を設定しまして、本年4月現在の小口単価は、従来の通常単価と比べまして約7%高い単価設定となっております。

また、地域区分につきましても、従来の5地区から8地区に細分化する改定を行いまして、本年4月現在、地区ごとの単価では、改定前は平・上平・利賀地区を除いて、県内同一となっておりますが、改定後は地区ごとに異なる単価となっております。

今後とも、最新の実勢価格の把握に努めまして、積算単価と実勢価格の差が小さくなるよう努めてまいりたいと考えております。

武田委員　　すごく力強い答弁でございましたので、帰ってまた報告させていただきたいと思っております。

次に、金沢福光連絡道路についての質問でございます。

今年も関係各所に皆さんと要望活動に行ってまいりました。その節はありがとうございました。

先日の北國新聞に、湯涌温泉にある旅館「かなや」に韓

国資本が入って営業を始めたという記事がありました。旅館であったりリゾートであったりに外資が入っていくという流れになってきています。この湯涌温泉の方々もこの道路が必要だと、ぜひ整備していただけないかということでありまして、当然便益も上がってくると私は予想しております。ほかにプレイアースパークの設置もありますし、既に城端スマートインターができたということ、そして五箇山という観光地の皆さんの要望、ニーズ、そういったことを調査しますと、最短距離でこの道路はつないでいけるということでもあります。

現在の石川県議会議長が「武田さん、南砺市にプレイアースパークができることになってけなるいわ」とおっしゃいました。「何言っておられるがですか。この金沢福光連絡道路ができると、金沢と南砺と富山県が一つのエリアとして一緒に連携していく、一大リゾートのようになっていくんですよ。」と言ったら、「ああ、なるほどね。それじゃあ、石川県も一生懸命この道路を推進しなきゃいけないですよ。」ということをおっしゃられていたわけです。

今年の要望活動において、知事は、この道路ができた場合の波及効果を調査してみたいということをおっしゃいました。多分、金谷土木部長もお聞きになっておられたことだろうと思っております。会議冒頭に南砺市刀利地内での交通事故の損害賠償に係る和解の報告もありましたが、安全・安心な道路そして利便性の高い道路ということに私はつながっていくと思っております、この調査結果が出ているのかどうなのか、現状を山中道路課長にお伺いしたいと思います。

山中道路課長 金沢福光連絡道路でございますけれども、国道304号、金沢井波線の整備が進んでおりまして、この2路線で既に石川県さんとの交流については大きく寄与して

いるところかなと思っています。

新たにバイパスを整備するということになった場合には、費用便益費、いわゆるB／Cですが、この検証が必要になってまいります。これについては、これまでも知事から答弁もありましたけれども、金沢湯涌福光線については、費用便益費が約0.2から0.3と低い状況であるとなっています。この費用便益費の算定に当たっては、道路の整備による走行時間の短縮ですとか、そういった直接効果を用いて便益を算定していきまして、それが国のルールとなっています。

一方、現在の費用便益費の算定には含まれてはおりませんが、道路の整備によって、例えば様々な施設の利用者が増える、その方がお土産を買うとか、お昼ご飯を食べるとか、宿泊するとか、そういうことで県内経済へも波及効果があるとされています。そこで、取りまとめにまだ時間を要しておりまして現時点ではその結果をお示しすることはできないのですが、バイパス整備の効果を、いわゆる産業連関表というものを利用して調査・分析する基礎的な調査を進めているところであります。

繰り返しですけれども、この波及効果というのは、費用便益費とはまた別物なので、そこを計算にカウントすることはできません。そういう状況にあります。

武田委員 調査が終わったらすぐに教えてください。よろしくお願いします。

次に北信橋の進捗状況と将来展望についてでございます。

この橋梁はできてから60年ということで、17年ほど前の豪雨災害も経て、老朽化が大変激しい橋梁でございます。12年ほど前に、当時は水口土木部長でしたかね、この橋梁の架け替えを検討したいということではっきりおっしゃられました。それから12年ほどたつのではないかなと思いますが、なかなかそれが進んでいない状況でございまして、

地元住民からはどうなっているんだというような声も頂いています。前後の道路はもう拡張してきれいになっているので、あと橋梁だけが狭いという状況です。皆さん十分分かっておられると思っております。

現在の進捗状況と今後どのようなスケジュールで進めていかれるのかを課長にお伺いします。

山中道路課長 北信橋につきましては、令和2年度から橋の架け替えに向けて、平面測量ですとか地質調査ですとか、橋梁形式の検討など順次調査を進めています。

また、令和5年に橋梁点検、法定点検を実施しております。その際には、橋げたや床版にひび割れが確認されているので、早期に措置を講ずべきであるという判定になっています。

現在は道路の予備設計を既に発注しております。これによりまして、橋梁前後のアプローチ部分も含めて、道路の線形、幅員等を現在検討しているところです。

今後、橋梁の工事着手までには、現地の測量ですとか、橋梁の詳細設計ですとか、また段階を踏んで検討を進めていくほか、設計の進捗に応じては、河川管理者との協議も行なって最終設計も固めていく必要がありますが、引き続き計画的に、着実に調査検討を進めて、河川改修事業に着手できるように準備を進めていきたいと思っています。

武田委員 そこまで言っていていただきますがもう少し踏み込んで、具体的な数字、何年度までとか、そういうことを知りたいので御答弁願えませんか。

山中道路課長 まだ踏むべきプロセスもたくさんありまして、現時点ではいつまでにできるとか、そういったことは申し上げられる段階にはありません。すみません。

武田委員 とっても長いので、できるだけ早くお願いします。

光澤委員 私からは、まずは米について2問ほど伺いたいと

思います。

米価格の急騰が県民生活にも大きな影響を与えている中で、国では、米の安定供給に向けた様々な政策が議論され、そして実行されています。全国的に価格そのものに注目が集まっている印象を受けておりますが、個人的には、価格は本来、マーケットメカニズムで決まるものであり、政治や行政が価格を下げるというメッセージを出すことは、生産者の方々にマイナスの影響を与えているのではないかと考えております。

一方で、急激な米価格の高騰が消費者に大きなインパクトや影響を与えたことは明らかであり、短期的には、困窮している方など、真に困っている方を助ける政策が必要であると考えます。

あわせて、中長期的には、ほかの委員の皆様も発言されたとおり、生産者が将来にわたって意欲を持って持続的、安定的に米を生産できること、消費者にとって手に取りやすい価格で供給されることといった双方にとってメリットがある安定供給が実現されるような政策が必要であると考えています。

そこで、まずは、富山県としての国の米政策に対する受け止めと、米どころ富山県として、今後どのように水田農業を振興していくのか大田参事・農産食品課長に伺います。

大田農産食品課長 今回の政府備蓄米の売渡しについては、特に小泉大臣就任以降は、大手だけではなく、中小の小売事業者も対象に随意契約方式を採用するなど、スピード感を持って取り組んでおられると思っております。

こうした対応は、上昇が続く米価を落ち着かせるための緊急対策として実施されたものと理解しておりまして、米価については、やはり生産者が将来にわたり意欲を持って持続的に生産が可能となり、また消費者にとっても納得が

できる水準が望ましいと考えております。

先般国では、米価の上昇要因の分析や備蓄米の売渡しなどを含めた対応を検証する関係閣僚会議が設置されたところであり、この中で生産者の経営安定対策についても検討があるなどと報道されているところでもあります。

また、国においては、令和9年度からの水田政策の根本的な見直しの方向性を示し、これまでの水田のみを対象としてきた水田活用の直接支払交付金を水田・畑にかかわらず、作物ごとの生産性向上などに対する支援に転換することとしております。

引き続きこうした国の検討状況などを注視しながら、今年度から着手する県の新たな農業・農村振興計画の改定作業とも併せて、米を中心とした本県の水田農業の振興策について検討してまいりたいと考えております。

光澤委員 国での政策は、本当に小泉大臣を先頭にスピード感を持って対応していただいていると思っておりますし、先日庄司委員長、安達委員とともに大臣にお会いした際にも、力強く米政策をしっかりとやるんだという、そういった本当に心強いお言葉を頂きまして、今は富山から見守らせていただいているというか、期待しているところでございます。

国の動向を見ながら進めていただく必要があると思うのですがけれども、やはり水田農業も各県によって違うわけございまして、例えば富山県であれば兼業とか、副業的農家の方、そして中山間地に多いということもあると思いますので、米どころ富山県として、しっかりと正論をぶつけていっていただきたいなと思っております。また一緒に取り組ませていただきたいと思います。

そうした中で、価格については消費者理解の促進ということが非常に大事なのではないかと私は思っているわけで

ございます。

米の価格が急騰する中で、米の適正価格について様々な声があるということは承知をしております。今回の米をめぐる問題は、価格が急騰したことが大きなインパクトを与えたのであって、価格自体は生産者サイドの視点に立って生産コスト等を踏まえると、現在の米価格は、先ほど御答弁も頂きましたけれども、決して高くないものと私は理解をしております。先ほども申し上げましたが、生産者が将来にわたって、意欲を持って、持続的、安定的に米を生産できるようにするためには、米の適正価格の考え方、生産コスト、流通の流れ等に関する消費者理解も必要不可欠であると考えます。

米についての関心が高まっている今こそ、その促進に力を入れるべきと考えますが、米価について、消費者理解の促進にどのように取り組んでいくのか林農林水産企画課課長に伺います。

林農林水産企画課課長 総務省が公表しております小売物価統計調査によれば、直近となる4月の富山市内の米の店頭価格は、コシヒカリ精米5キロ税込みで3,786円と、これは2年前の1.7倍、それから1年前の1.5倍となっております。また、5月の店頭価格については、さらに上昇しているものと聞いております。

こうした高い米価水準が続く状況は、消費者にとっては家計の負担が大きくなり、米離れにつながる懸念があることから、消費者・生産者双方にとっての合理的な価格形成を図ることが重要であると考えております。

このため、先日6月2日に庄司委員長や光澤副委員長にも同行いただきまして、農林水産省に対して、1つ目には、米の需給と価格安定に向け、収穫量を含めたより精度の高い需給見通しの提示や流通の円滑化など適切に対応するこ

と、それから２つ目には、合理的な価格形成に向けた国民の理解醸成を図ることなどについて要望してきたところでございます。

県では、これまでも県農協中央会や県農業法人協会と連携して、県内の米の生産に係る肥料費や光熱費などのコストが平成30年度に比べて増大している現状を消費者の皆さんに改めて認識していただくとともに、地産地消の観点からも、県産を買って農業者を応援していただくよう、昨年11月に開催しましたとやま食育フェアなどのイベントやSNSなどを通じて啓発してきたところでございます。

さらに今年度、新たにとやまの農業者応援プロジェクト事業として、農業者の実情への消費者の理解を深めるため、農業者と消費者が交流を図るなど、県農業法人協会などとも連携しながら、合理的な価格形成に向けた取組を実施することとしております。

引き続き県内消費者の皆さんの理解促進に、関係団体とも連携して取り組んでまいります。

光澤委員 今回このように価格が高騰したことによって、米の価格について考える県民の皆さんがたくさん増えたのではないかなと思っております。正直言って、例えば流通がどうなっているのかとか、生産コストがどうなっているのかとか、そういったことが本当に今は注目されている中で、少し私が思うのは、何かを悪いようにというか、政策が悪いんじゃないかとか、誰か流通を止めているんじゃないかとか、そういう議論ばかりがなされているような気がしていて、日本の米はどれくらい作られていて、どれくらい食べられていて、どれだけのコストがかかっているということを、今だからこそ正しい情報として私は伝えていくべきだと思っております。

そういった意味で、今も様々応援プロジェクトであると

か進めていただいていると思いますので、今ということに着目して、しっかりとまた進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

米については以上でございます。

最後に地元のことで恐縮ですが、十二町潟排水機場の整備について、1問伺いたいと思います。

本事業については、昨年、氷見地区国営土地改良事業推進協議会が地元で設立されまして、私自身も顧問として整備に向けた要望活動等に取り組ませていただいております。先月29日に開催された総会には、津田農林水産部長にもお越しをいただきまして、誠にありがとうございました。

また、今月2日には、国への令和8年度重要要望の要請活動として、庄司委員長、津田部長らと共に農林水産省を訪問し、農業・農村整備事業の項目の中で本事業の整備に向けた全体実施設計の着手と地方財政措置の拡充を要望してきたところでもあります。

その中で、本事業に係る予定工期は10年以上と伺っており、近年の降雨形態の変化等により、豪雨災害が激甚化、頻発化する中で、地元からは、工期中の湛水被害への懸念の声が聞こえてきております。事業期間中の当該施設の機能維持について、國分農村整備課長に伺います。

國分農村整備課長 十二町潟排水機場につきましては、低湿地帯において頻繁に湛水被害を受ける農地の排水改良を行うために、国営総合かんがい排水事業によりまして、昭和58年に造成され、地域の農業の発展と安心・安全な暮らしの実現に寄与してきたところでございます。

しかし、造成から40年以上が経過しまして、除塵機やポンプの老朽化の進行によりまして、故障が発生しまして、施設が不安定な状態になっているというような状況になっております。

また、近年、激甚化する集中豪雨等によりまして、湛水被害の発生が危惧されているということから、氷見市や土地改良区等から、早期の対応が要望されているところであり、先般、光澤副委員長にも国への重要要望に対応していただいたところでございます。

国の調査によりますと、こちらの施設につきましては、既設ポンプの設備の長寿命化、それとポンプの増設によります激甚化する集中豪雨への対応、建物の耐震化対策、そのほか非常用電源の整備等が今検討されているところであり、工期はおおむね10年程度と見込まれていると聞いております。

御指摘の事業実施期間中の排水機能の維持でございますけれども、国は、増設するポンプを先行して整備した後に、非出水期に4台の既設ポンプを順次整備するとしておりまして、全5台のポンプを使いまして、事業実施中も排水機能を強化して整備していくと聞いているところでございます。

県としましては、引き続き早期の事業着工に向けまして、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

光澤委員 しっかりと地元にも伝えさせていただきたいと思っております。長い事業ですので、また地元とコミュニケーションを図りながら、しっかり進めていただきたいと思います。

庄司委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 陳情の審査

庄司委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたしま

す。